

## 商務部等、外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法を改定

2024年11月1日、商務部等の各部門は連名にて《外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法》（商務部、中国証監会、國務院国資委、稅務總局、市場監管總局、國家外管局令2024年第3号、以下、本弁法）を改定・公布しました。

本弁法は、外資の誘致と利用にさらに注力し、外国投資家の上場会社に対する戦略投資を規範的に実施するよう導くことを目的としています。本弁法では主に以下5点について投資のハードルを引き下げており、具体的内容としては、①外国の自然人による戦略投資の実施、②外国投資家の資産に関する要件の緩和、③株式公開買付（TOB）による戦略投資方式の追加、④国外の非上場会社の持分/株式を支払対価とする戦略投資の実施（第三者割当増資・株式公開買付のみ）、⑤持株比率・ロックアップ期間条件の緩和、が含まれます。

本弁法は2024年12月2日より施行され、《外国投資家の上場会社に対する戦略投資管理弁法》（商務部、中国証監会、國家稅務總局、旧工商總局、國家外貨管理局令2005年第28号、以下、旧弁法）は同時に廃止されました。

本弁法の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

[https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/bl/2024/art/2024/art\\_8167f2ebe6b74777badb9abf8ed94039.html](https://www.mofcom.gov.cn/zcfb/blgg/bl/2024/art/2024/art_8167f2ebe6b74777badb9abf8ed94039.html)

### <本弁法の概要>

#### 1. 投資ハードルの引き下げ

##### ① 外国の自然人による戦略投資の実施

- 旧弁法では、外国の法人またはその他の組織のみ戦略投資の実施が可能とされ、外国の自然人による投資は認められなかった
- 改定後、《中華人民共和國外商投資法》と一致させ、外国の自然人を外国投資家とみなし、上場会社に対する戦略投資の実施が可能となった

第三条 本弁法でいう外国投資家とは、外国の自然人・企業またはその他の組織

##### ② 外国投資家の資産に関する要件の緩和

- 旧弁法では、外国投資家の国外資産総額が1億米ドルを下回らない、あるいは管理する国外資産総額が5億米ドルを下回らないことを要求していた
- 改定後、外国投資家に対する資産要件を、資産総額が5,000万米ドルを下回らない、あるいは管理する資産総額が3億米ドルを下回らないことへ緩和（ただし、外国投資家が上場企業の支配株主となる場合は従来の要件を維持）

第六条 外国投資家は以下の条件に合致しなければならない（一部省略）：

- (二) 資産総額が 5,000 万米ドルを下回らない、あるいは管理する資産総額が 3 億米ドルを下回らないこと、また、外国投資家が上場会社の支配株主となる場合、資産総額が 1 億米ドルを下回らない、あるいは管理する資産総額が 5 億米ドルを下回らないこと

### ③ 株式公開買付による戦略投資方式の追加

- 旧弁法で規定する戦略投資方式は、第三者割当増資・協議譲渡（相対取引）の 2 種類のみ
- 今回の改定では、《中華人民共和国証券法》関連規定と証券市場の実況に基づき、外国投資家が株式公開買付による戦略投資を実施することを許可する内容を追加

第二条 外国投資家が上場会社の第三者割当増資・協議譲渡・株式公開買付および国家法律・法規に規定するその他の方式により A 株の株式を取得し、かつ中長期保有する行為について、本弁法が適用される

### ④ 国外の非上場会社の持分/株式を支払対価とする戦略投資の実施（第三者割当増資・株式公開買付のみ）

- 旧弁法にはクロスボーダー株式交換に係る関連規定がなかった
- 改定後、クロスボーダー株式交換の分類管理を実施し、第三者割当増資・株式公開買付による戦略投資について、外国投資家が保有する国外の非上場会社の持分または自社の新株によるクロスボーダー株式交換の実施が可能となった（協議譲渡の場合、対価は外国上場企業の株式のみ）

第七条 外国投資家が保有する国外会社の持分、または外国投資家が新規発行した株式を支払手段として上場会社に対して戦略投資を実施する場合、さらに以下の条件に合致しなければならない（一部省略）：

- (一) 国外会社が法に基づき設立され、登録地に完全な会社法律制度が整えており、かつ国外の会社およびその管理層が直近 3 年間に於いて、国内外監督管理機構の重大処罰を受けていないこと。  
 なお、協議譲渡方式により戦略投資を実施する場合、国外会社は上場会社でなければならない

### ⑤ 持株比率・ロックアップ期間条件の緩和

- 旧弁法では、外国投資家が上場会社に対し初めて戦略投資を実施して取得する持株比率は 10%以上とし、かつ 3 年以内に譲渡不可と規定されていた
- 改定後、第三者割当増資方式により戦略投資を実施する際の持株比率条件を撤廃し、協議譲渡・株式公開買付の方式により戦略投資を実施する際の持株比率条件を 10%から 5%に引き下げ

第十四条 協議譲渡方式により戦略投資を実施する場合、外国投資家が取得する持株比率は当該上場会社の発行済株式の 5%を下回ってはならない（後略）

第十五条 株式公開買付方式により戦略投資を実施する場合、外国投資家が買収を予定する上場会社の株式比率は当該上場会社の発行済株式の 5%を下回ってはならない（後略）

- また、外国投資家の持株のロックアップ期間は 3 年以上から 12 カ月以上に短縮された。ただし、その他の規定でロックアップ期間をより長く要求された場合、その関連規定に合致する必要がある（すでに戦略投資を実施した外国投資家は、引き続き旧弁法の規定に基づき 3 年間のロックアップを執行）

第十条 外国投資家が戦略投資の方式により取得した上場会社 A 株の株式は、12 カ月以内の譲渡不可（後略）

## 2. 監督管理とリスク防止の強化

- 仲介機構の責任強化
  - 仲介機構を招聘し、実施する戦略投資がコンプライアンスに準拠しているか否かの専門意見の発行が要求され、仲介機構がデューデリジェンスを経てコンプライアンスに準拠しないと判断した場合、証券登記決済機関は関連手続きを行わない。また、証券監督協会は《中華人民共和国証券法》等の規定に基づき、責任を果たさない仲介機構を処罰することが可能
  - 仲介機構は、外国投資家およびその一致行動者が多様な方式（QFII/RQFII、滬港通・深港通等のメカニズムを含む）を通じて保有する全ての上場会社の株式状況を説明し、複数の方式により取得した持株の比率制限超過、または支配権取得を防止しなければならない
- 投資家が情報開示の際のコンプライアンス準拠の承諾が可能
  - 外国投資家が情報開示義務を履行する際に、戦略投資が本弁法に合致するか否かについても併せて開示しなければならない、かつ関係者の要求に応じてコンプライアンスに準拠する戦略投資であることを承諾し、規則に違反した場合には、自らの意思で一定の期間における議決権の行使や持株の質権設定等を実施しない
- 外商投資安全審査制度との連携
  - 外国投資家が上場会社に戦略投資を行い、国家の安全に影響を及ぼし、または影響を及ぼす可能性がある場合、《外商投資安全審査弁法》等の関連規定に基づき、安全審査を実施しなければならない
- 独占禁止審査規則との連携
  - 戦略投資が事業者集中基準に達した場合、独占禁止審査の申告をしなければならない
  - 事業者集中となり、かつ国务院が規定する申告基準に達した場合、事業者は事前に国务院の独占禁止法執行機関に申告しなければならない、未申告による集中の実施は不可
- 商務主管部門の行政処罰規定の追加
  - 各連名公布部門が法に基づき監督処罰の職責を履行するほか、商務主管部門は本弁法の規定を違反する行為に対し行政処罰の実施も可能

## 3. その他

- 外国投資家が上場会社に対し戦略投資を実施する際の商務部門の認可は不要
- 外国投資家が QFII/RQFII、滬港通、深港通、滬倫通を通じて上場会社の株式または預託証券を購入する際、本弁法の規定に合致する必要はないが、証券市場の関連監督管理規則の要件に合致しなければならない
- 外国投資家が新三板（全国中小企業株式譲渡システム）に上場した会社に対し戦略投資を実施する場合、本弁法を参照
- 香港、マカオ、台湾地区の投資者および国外に居住する中国国民が、上場会社に対し戦略投資を実施する場合、本弁法を参照

以上

## ご照会先

**上海本店**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心12階  
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号  
建滔商業広場5号楼7階  
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号  
上海環球金融中心13階T30室  
TEL : 86-(21)-3860-9000

**瀋陽支店**

瀋陽市瀋河区青年大街1号  
市府恒隆広場16階1606室  
TEL : 86-(24)-3128-7000

**北京支店**

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心  
北楼16階1601、1605-1606、  
1608、1615、1628-1629室  
TEL : 86-(10)-5920-4500

**天津支店**

天津市和平区南京路189号  
津匯広場2座12階  
TEL : 86-(22)-2330-6677

**蘇州支店**

蘇州市高新区獅山路28号  
蘇州高新国際商務広場12階  
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区  
蘇州大道西2号 国際大厦16楼  
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区  
東南大道33号 科創大厦8楼  
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金  
財富広場1号楼601、605-608室  
TEL : 86-(512)-3687-0588

**杭州支店**

杭州市拱墅区武林街道延安路385号  
杭州嘉里中心2幢5階  
TEL : 86-(571)-2889-1111

**広州支店**

広州市天河区珠江新城華夏路8号  
合景国際金融広場12階  
TEL : 86-(20)3819-1888

**深圳支店**

深圳市福田区中心四路1号  
嘉里建設広場2座23階  
TEL : 86-(755)-2383-0980

**重慶支店**

重慶市江北区慶雲路1号  
国金中心T1併公楼20階单元1、15-18  
TEL : 86-(23)-8812-5300

**大連支店**

大連市西崗区中山路147号  
申貿大厦4楼-A室  
TEL : 86-(411)-3905-8500

## SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

[http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/smbccnrep.html](http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html)

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。